

特定空家等の略式代執行による除却について

大島1丁目における所有者不明物件について、倒壊等による危険性が高まっていることから、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき略式代執行を実施します。

1 建物の概要

- ・所在地 尼崎市大島1丁目11-1【地番：100番】
- ・建物所有者 不存在
- ・建築物の用途 住宅
- ・構造・規模 木造2階建て 延べ面積 37.88㎡（登記簿による）
- ・建築年 昭和23年築

2 代執行の施工内容

危険な空家の除却

3 実施理由

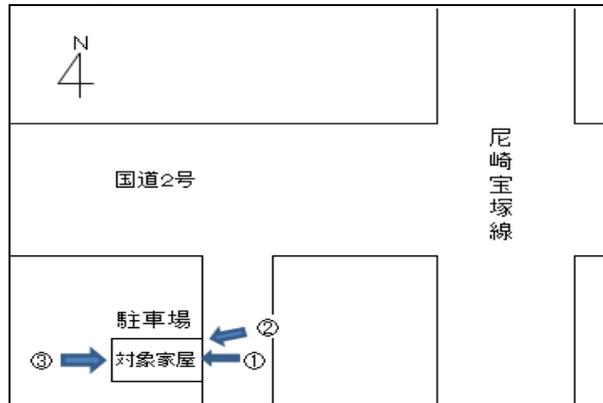
- (1) 建物本体が南側に傾斜し、倒壊する恐れがあり、保安上危険
- (2) 不法投棄ゴミ等による放火、衛生上の問題があり、このまま放置すれば周辺への影響が極めて高い

4 着手予定日

平成29年7月24日（月）

午前10時より代執行宣言後、着手する予定

配置図（撮影方向）



物件正面（東側）



勝手口（西側）



・付近見取図

